

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和4年10月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20221006	株式会社興隆運輸 (法人番号 5370801000371) 代表者渡邊正	宮城県岩沼市 早股字土手添 75番地	本社営業所	宮城県岩沼市早股字土 手添75	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和3年12月20日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(3)運転者に対する指導監督の記録違反(安全規則第10条第1項)	1	1
20221012	稲葉運送有限公司 (法人番号 1370202000074) 代表者亀井秀義	宮城県大崎市 三本木坂本字 鳥屋下前158番地1	本社営業所	宮城県大崎市三本木坂 本字鳥屋下前158-1	文書警告	法第17条第4項	令和4年9月8日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20221013	遠野運送株式会社 (法人番号 1380001013441) 代表者中野光	福島県いわき市 遠野町根岸字 石田44番地の3	石巻営業所	宮城県石巻市北村字滝 の沢44-3	文書警告	法第17条第1項1号、法第17条第4項	令和4年9月15日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20221019	鶴田貨物自動車株式会社(法人番号 7420001008200) 代表者松山靖	青森県北津軽郡 鶴田町大字鶴田字 早瀬150番地1号	本社営業所	青森県北津軽郡 鶴田町大字鶴田字 早瀬150-1	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和4年1月28日及び3月8日、飲酒運転を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)【未遵守計16件以上】、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)	5	5

20221019	勅使川原産業株式会社 (法人番号 5180001097947) 代表者勅使川原賢	愛知県あま市新居 屋山131番地1	青森営業所	青森県五所川原市 大字金山字亀ヶ岡 46-19	輸送施設の使用停 止(80日車)	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和3年9月28日及び11月15日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)【未遵守計16件以上】、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	8	8
20221026	ジャパンフートライン株式会 社(法人番号 7370001020425) 代表者菅野幸浩	宮城県仙台市 宮城野区中野 5丁目4番31号 リシエス港201	福島営業所	福島県伊達市保原町字 千刈27-1	輸送施設の使用停 止(40日車)及び文 書警告	法第17条第1項1 号、法第17条第4項	令和4年4月19日及び28日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)【未遵守16件以上】、(2)乗務時間等の基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運行指示書の携行義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	4	4

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。